

介護職員処遇改善加算金の支給に関する規定

(目的)

第 1 条 この規定は、株式会社 マグネット が給与規定に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員処遇改善加算制度（以下「処遇改善制度」という。）に基づき法人の介護職員に対し支給する処遇改善加算金について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 法人の常勤職員または有期契約職員の別を問わず、法人で勤務する介護職員に対し、処遇改善加算金を支給する。

(支給額)

第 3 条 処遇改善加算金の支給額は、処遇改善制度による加算見込額の範囲内において、法人が定める額とする。

(支給)

第 4 条 処遇改善加算金の支給は、賃金の改善にあたる昇給分や月毎または期末の手当等により支給する。

(在籍の限定)

第 5 条 処遇改善加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(その他)

第 6 条 この規定は、処遇改善制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附 則 この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2021年度 マグネット 介護職員処遇改善加算による介護職員の賃金改善について

		R2年度 2020年度		R3年度 2021年度	
①	処遇改善手当	20,000	→	20,000	所定労働時間 8時間以上の介護職員に 20,000円の賃金改善
		200	→	200	非正規労働者の介護職員に 時給200円の賃金改善
②	資格手当(介護福祉士)	30,000	→	30,000	変更なし
③	定期昇給(正規・契約・パート)				2021年度からの昇給額分を 賃金改善として算定
④	法定福利費増額分				2021年度からの法定福利費の増額分を 賃金改善として算定
⑤	賞与プラス処遇改善手当				2021年度に支給する賞与のうち、法人として支給決定する基本率を上回る査定分を 賃金改善として算定
⑥	年度末一時金				処遇改善加算給付額が、上記①～⑤の実施額を上回る場合は、2021年度末に 年度末一時金にて賃金改善予定

※ 上記①～⑥の項目により、介護職員処遇改善加算額を上回る額の賃金改善を実施する

※ 上記賃金改善については 2021. 4月分給与より実施する

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、株式会社 マグネット が給与規定に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等特定処遇改善加算制度（以下「特定加算制度」という。）に基づき法人の介護職員等に対し支給する特定処遇改善加算金（以下「特定加算金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常勤職員または有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める特定加算制度の対象職員に対し、特定加算金を支給する。

(支給額)

第3条 特定加算金の支給額は、特定加算制度による加算見込額の範囲内において、法人が定める額とする。

(支給)

第4条 特定加算金の支給は、毎月手当として給与と一緒に支給する。

(在籍の限定)

第5条 特定加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(経験・技能のある介護職員の基準設定)

第6条 経験・技能のある介護職員の基準設定の考え方、原則、勤務 10 年以上の介護福祉士とする。

(その他)

第7条 この規定は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附 則 この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2021年度 マグネット 介護職員等 特定処遇改善加算による賃金改善について

【特定処遇改善加算の支給について】

- 処遇改善 I 加算に加えて、特定処遇改善加算 I を取得する。
- 特定処遇改善新加算は、介護職員以外の職種の職員に対しての支給することができる。
- 2021年度、マグネットは【賃金改善の対象となる職員】を以下の①②③ のグループに分け、グループごとに、平均支給額が2.5:2:1 の比率になるように支給額を決定する。
- 支給方法は、毎月手当として、支給する。

【マグネットにおける賃金改善の対象となる職員(グループ分け)】

- ① 「経験・技能のある介護職員」として、原則自社・他社で 10年以上 の勤続年数のある「介護福祉士」
- ② 上記①以外の介護職員
- ③ 介護職員以外の職員(2020年の年収が440万円以上の者は除く)

(※特定処遇改善加算制度において、支給対象となる事業所の職員)

